

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用 に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領

鹿児島県森林組合連合会
平成25年6月24日

第一 目的

本実施要領は、鹿児島県森林組合連合会（以下「当連合会」という）が平成25年6月24日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」で規定する「会員等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする森林組合等は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 会員認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする森林組合等は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書」を当連合会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当連合会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。（審査の結果、認定を受けた森林組合等を以下「認定会員」という。）
- 2 審査委員会は、理事会をもって充てる。
- 3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。
- 4 申請料・検査料については、県森連会員は1万円とし、県森連会員以外は2万円とする。

第五 認定会員等の認定要件

認定会員等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 会員認定書の交付及び公表

- 1 当連合会は第4に掲げる審査により認定する認定会員に対して、別記2で定める「会員認定書」を交付するとともに、認定会員として登録し、その名称、代表者名、住所、会員認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 会員認定書の有効期間は認定の日からおおむね3年以内とする。ただし、認定期間については、当連合会で定め公表し、その期間途中での認定された認定会員については、残期間内での認定とする。
- 3 会員認定申請書に記載した事項に変更が生じた場合、速やかに別紙2にて届け出ること。
- 4 更新手続きについては、認定期間末日より60日前までに関係書類を添えて申請するものとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定会員は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3、別記4とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定会員は、別記で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年4月末までに、当連合会へ報告する。
- 2 当連合会は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

当連合会は、必要に応じて、認定会員による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定会員は、当連合会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当連合会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当連合会は、認定会員が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 第八で定める報告が期限内に実施されないとき。
 - ④ 立ち入り検査の拒否又は必要な情報を提供しないとき。
- 2 当連合会は、認定を取り消したときは、別記6で定める「認定取消通知書」を当該認定会員に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成25年6月24日から施行する。